

○厚生労働省令第五十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の五第一項第二号の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次の表の
ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(薬剤遠隔指導等を行わせる場合)

第三十一条 法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づくものであつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合

（新設）
第三十一条 法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合とする。

改 正 前

(薬剤遠隔指導等を行わせる場合)

第三十一条 法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づくものであつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合

二 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者又は薬局開設者の事情により、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に從事する薬剤師に、対面により、特定処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせることが困難な場合であつて、次に掲げる要件を満たす場合

イ 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に從事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせていること。

ロ 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に從事する薬剤師に、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者ごとに、次に掲げる事項を定めた服薬指導計画を、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の同意を得て策定させ、かつ、当該計画に従い薬剤遠隔指導等を実施されること。

- (1) 薬剤遠隔指導等で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方
法に関する事項
- (2) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項
- (3) 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項
- (4) その他薬剤遠隔指導等において必要な事項

附
則

この省令は、公布の日から施行する。